ご存知ですか？聴覚障害にかかわるマーク

耳マーク



耳の不自由な方が、自分の耳が聞こえにくいことを表すのに使用します。また自治体、病院、銀行などがこのマークを掲示し、耳の不自由な方から申し出があれば必要な援助を行うという意思表示を示すのに用います。（一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会）

聴覚障害者標識



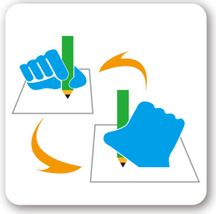
2008年（平成20年）6月の道路交通法の改正により、この標識を車に表示すれば、補聴器がなくても運転できるようになりました。

手話マーク



全日本ろうあ連盟では、誰にでも一目でコミュニケーション手段がわかる「手話マーク」「筆談マーク」を策定しました。
ろう者等に対するコミュニケーション手段の配慮について、理解を広めていきます。

筆談マーク



ヘルプマーク



富山県では、2018年（平成30年）7月からスタートしました。
外見からは援助や配慮が必要なことが分かりづらい方が着用し、周囲に支援の必要を知らせます。

富山県厚生部障害福祉課

〒930-8501　富山県富山市新総曲輪1-7　電話：076-444-3213　FAX：076-444-3494
E-mail：ashogaifukushi@pref.toyama.lg.jp　URL：http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1209/index.html

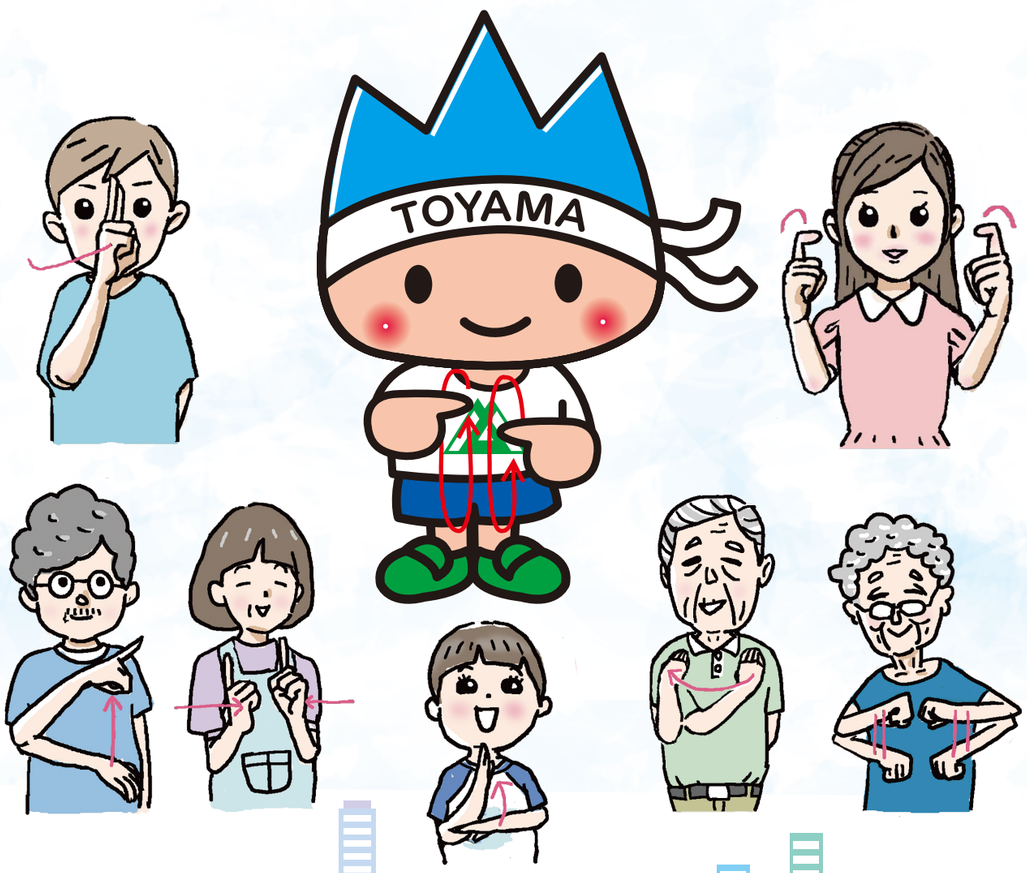
平成30年8月発行

2018年（平成30年）4月1日施行

富山県手話言語条例

－障害の有無にかかわらず、すべての県民が共に生きる社会へ－

県では、手話が国際的に認知された言語であるとの認識のもと、聴覚障害者団体等のご意見を踏まえ、「富山県手話言語条例」を制定しました。
この条例の制定を契機として、あらためて聴覚障害のある方が手話により誇りを持って意思疎通を行う権利が尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく共生する社会を県民の皆さんと一緒に考え、着実に実現していきます。



富山県

音声コード



手話とは

ろう者が意思や感情等を手や指の動き、表情などにより視覚的に表現する言語です。

ろう者：聴覚障害のある方のうち、手話を言語として使用して日常生活又は社会生活を営む方をいいます。

※聴覚障害のある方の中には、手話を使わない方もいます。
こうした方々とは、筆談、口話、要約筆記等によるコミュニケーションを行う必要があります。

基本理念

①手話の普及等は、手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が豊かな人間性を涵養（かんよう）し、知的かつ心豊かな生活を営むために受け継がれてきた言語活動の文化的所産であることについての県民の認識の下に、行われなければなりません。

②手話の普及等は、ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、行われなければなりません。

県の責務



- 手話の普及等に関する総合的な施策を策定し、実施します。
- 市町村、関係機関及び関係団体と連携、協力して手話の普及等の促進に努めます。
- ろう者及び手話通訳者等の協力を得て、手話の普及等に関する施策の推進に努めます。
- ろう者の社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮をします。

合理的な配慮：障害のある方から何らかの配慮を求める意思表示があったときに、障害の状態やその人に応じた手助けをすることです。（例えば、問い合わせ先に FAX 番号やメールアドレスを載せる、窓口での呼び出しを目でわかる方法で行うなど）

県民の皆さんの役割

＜県民＞
条例の基本理念についての理解に努めます。
※手話はろう者にとって、情報取得やコミュニケーションに必要な言語であることを理解しましょう。

＜ろう者＞
県の施策への協力、手話の普及等の促進に努めます。

＜手話通訳者＞
職務に係る倫理と知識の保持、県の施策への協力、手話通訳技術の向上、手話の普及等の促進に努めます。

＜手話の普及等に関係する者＞
（例：ろう者の家族、手話サークルの会員）
県の施策への協力、手話の普及等の促進に努めます。



事業者の役割

- ろう者へのサービス提供時やろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮をするよう努めます。（例えば、パンフレット等の資料を用いて説明する、採用面接の際に手話通訳者の同席を認めるなど）

手話の普及等に関する基本的な施策

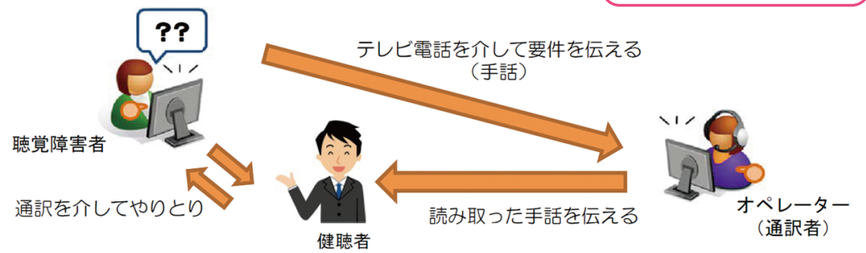
① 手話に関する相談や意思疎通の支援体制を整備します

- 県聴覚障害者センターによる相談支援
- 県専任の手話通訳者の設置
- 手話通訳者の派遣
- 遠隔手話通訳サービスの提供
- 療育拠点機関での乳幼児等への支援

② 手話による情報発信を行います

- 字幕入り映像ライブラリー作品の制作・貸出
- 県政に関する情報発信

遠隔手話通訳サービス



③ ろう者が災害時等において情報取得や意思疎通ができるよう努めます

④ ろう者である観光旅行者等が安心して滞在できるよう努めます

⑤ 手話通訳者の確保、養成を図ります

- 手話通訳者等の養成研修
- 手話通訳試験受験料の助成

⑥ 合理的な配慮を行う事業者を支援します



⑦ 手話を学ぶ機会の確保を図ります

- 手話の普及活動への補助
- 県職員が手話を学習する機会の確保



⑧ 学校における手話の普及に努めます

- 聴覚障害のある子どもが通学する学校の教職員の手話技術向上のために必要な取組を行う
- 聴覚障害のある子どもや保護者に対して必要な支援を行う
- 学校において手話等への理解を深める

意見を踏まえて施策をさらに充実

「富山県手話施策推進協議会」を設置します

ろう者や手話通訳者等からなる協議会を設置し、手話の普及等に関する施策等について意見を聴いていきます

※条例の全文、事業や取組の詳細は　富山県　手話　検索

手話の歴史

明治時代初期



多くのろうあ者は、家族や身近な人とだけ通じる身振り（ホームサイン）を使っていました。



ただ、家族や身近な人とのコミュニケーションも十分とれていたとはいえず、孤立していました。

1878 年（明治 11 年）

古河太四郎は日本で初めてのろう学校「京都府立盲唖院」を開設し、考案した「**手勢法**」でろう教育を行いました。入学者は、盲人 17 名、ろうあ者 31 名でした。



1880 年（明治 13 年）ミラノ会議



イタリア・ミラノで開かれたミラノ会議で「ろう学校で手話を使うことを禁止し口話のみを奨励する」と決議され、世界的にろう教育で**口話法が採用**されることになりました。

日本でも手話が禁止

1933 年からは日本のろう学校でも手話の使用は発話の妨げになると**禁止**されていきました。



少しでも手話を使うと手をはたかれたり、「私は手話を使いました」と書いた紙を首から下げ、バケツを持って立たされたりすることもありました。



MEMO

それでも受け継がれてきた手話

学校外や寄宿舎で後輩が先輩から手話を学んだり、ろう学校卒業生が同窓会やろうあ組織をつくり、集団の中で手話は生き続けてきました。
手話は社会では偏見の目で見られていた時代だったため、ろうあ者は隠れて手話をしていたのです。



1947 年（昭和 22 年）全日本聾唖連盟を結成

群馬県の伊香保温泉に約 200 名のろうあ者が集まり「全日本聾唖連盟結成大会」を開催しました。



社会に手話が広がっていく

1969 年（昭和 44 年）「わたしたちの手話 (1)」発刊

1970 年（昭和 45 年）手話奉仕員養成事業の開始

1973 年（昭和 48 年）手話通訳設置事業の新設（地域活動促進事業のメニュー）

1976 年（昭和 51 年）手話奉仕員派遣事業の開始（地域活動促進事業の拡大）

1993 年（平成 5 年）文部省、手話をコミュニケーション手段として認知

文部省は、学校教育は基本的に国語（日本語）による教育をベースとするが、手話をコミュニケーション手段の一つとして認知し、教育の手段として位置づけました。

2006 年（平成 18 年）国連障害者権利条約採択

障害のある人の権利に関する条約（障害者権利条約）が国連総会において採択され、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と明記されました。

2010 年（平成 22 年）バンクーバー会議

カナダ・バンクーバーで開かれた世界ろう教育会議で「ろう教育はすべての言語とコミュニケーション方法を受け入れる」などの声明が発表されました。

2011 年（平成 23 年）障害者基本法改正

改正「障害者基本法」で、「言語（手話を含む。）」と明記されました。



2014 年（平成 26 年）
障害者権利条約批准

2016 年（平成 28 年）
「障害者差別解消法」、「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」施行



2017 年（平成 29 年）
国連「手話言語の国際デー（９月 23 日）」採択

2018 年（平成 30 年）４月１日
「富山県手話言語条例」施行



手話を覚えましょう

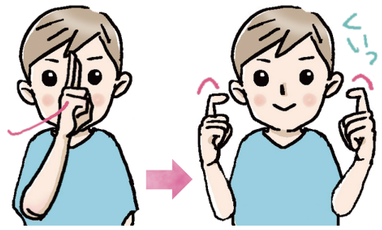
「筆談で通じるから」とは思わずに簡単な手話から覚えましょう
「相手に伝えようとする気持ち」や「相手が伝えたいことを
わかろうとする気持ち」を大切にしてください

〈手話〉



向かい合わせた両手の人差し指を
糸を巻くように回転させる

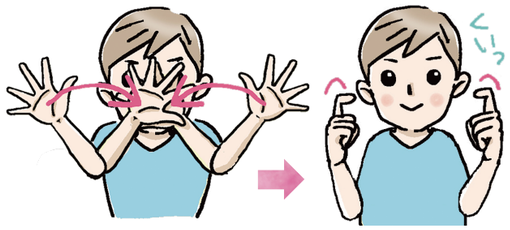
〈こんにちは〉



眉間に立てた右手の人
差し指と中指をあてる
＜昼＞

向かい合わせた両手の
人差し指を第２関節か
ら曲げる＜挨拶＞

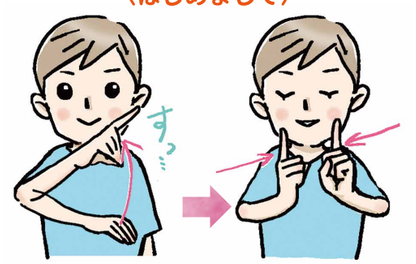
〈こんばんは〉



前に向けた両手のひら
を目の前で交差させる
＜夜・暗い＞

向かい合わせた両手の
人差し指を第２関節か
ら曲げる ＜挨拶＞

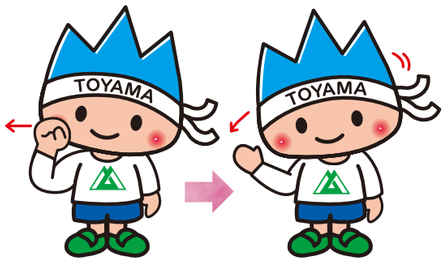
〈はじめまして〉



右手のひらを下にして、
上に上げながら、人差
し指以外の４本指をつ
まむ＜最初＞

両手の人差し指を立て
人差し指の指紋の部分
を人の顔に見立て「人」
と「人」が会うように
近づける ＜会う＞

〈よろしくお願いします〉



右手で拳をつくり鼻に
あて、少し前に出す
＜良い＞

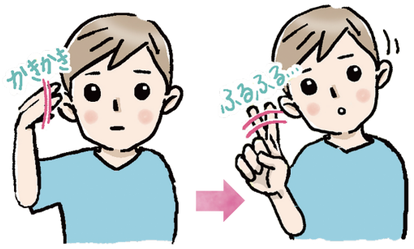
指先を上にした右手を
頭を下げながら下へお
ろす＜頼む＞

〈どうしましたか？〉



右人差し指を立て左右
に振る＜何＞

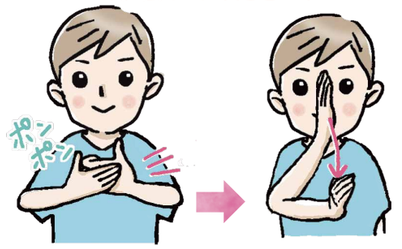
〈困っていることは何ですか？〉



右手でこめかみをかく
＜困る＞

右人差し指を立て左右
に振る＜何＞

〈手伝ってください〉



親指を立てた左手甲を
右手のひらで軽くたた
き手前によせる＜助け
られる＞

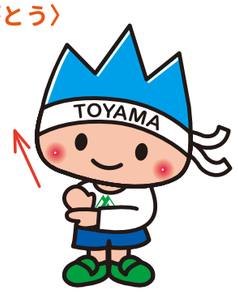
指先を上にした右手を
頭を下げながら下へお
ろす ＜頼む＞

〈お手伝いします〉



左手の親指を立て甲側を
右手のひらで軽くたたく
＜手伝う・助ける＞

〈ありがとう〉



左手の甲に右手の小指側
をあて上にあげる

〈大丈夫〉



右手指先を左胸にあてそ
れを右胸に移動させる＜
できる＞

〈お疲れさま〉



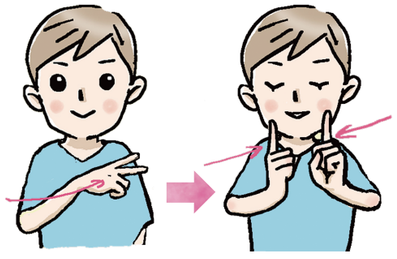
小指側を下にした右手の
拳で左腕を軽くたたく

〈元気でね / 頑張ってね〉



両手拳を胸前で向きあわせ
同時に力強く２回下ろす

〈また会いましょう〉



右手の人差し指と中指
を横にして手首を返し
ながら自分側に向ける
＜また＞

両手の人差し指を立て
人差し指の指紋の部分
を人の顔に見立て「人」
と「人」が会うように
近づける＜会う＞

指文字

指文字は手話で表せない人名、地名など固有名詞やカタカナ語に使うことが多く、
移動する方向によって濁音や半濁音になります。

例）〈相手から見た指文字〉



はさみの「は」　ひとつの「ひ」　カタカナの「フ」　カタカナの「へ」　ヨットの「帆」

※「は」を右横へ移動させれば濁音の「ば」になり、「は」を上にあげれば半濁音の「ぱ」になります。
※ 促音「っ」は指文字「つ」を手前に引き、長音「ー」は人差し指で線を空書します。

知っていただきたいこと

障害特性

❶ 後ろからの音はわかりません

・「無視された」と誤解を受けやすいです
・危険を察知することができません



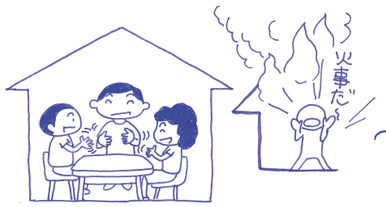


❷ 情報は視覚でキャッチしています

電車遅延などは目でわかる文字情報が大切です

❸ 得られる情報が少ない情報障害者です

筆談してもらえても獲得できる情報は少ないです



「危ない」「逃げろ」の声がわかりません



災害情報が全て届いているのか
わかりません

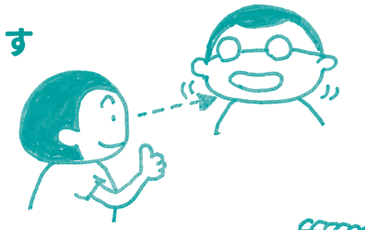


地域の集まりに参加しても
全ての内容がわかりません

コミュニケーション

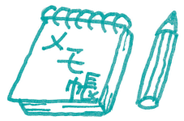
❶ 口の動きが見えるようにします

ろう者は口の動きを読みます（読話）



❷ 紙に書いて筆談　わかりやすいのは短い文章

ろう者は「音を聞いて話す」という方法で日本語を覚えることができません
だから、筆談が苦手なろう者もいます



❸ 補聴器に大声は逆効果

大声をだすと、かえってガンガン響き耳が痛くなることがあります
補聴器をつけていても聞き分けできるわけではありません



❹ コミュニケーションはいろいろ

身振りと筆談といったように
組み合わせるのもいいですね



富山県手話サークル連絡協議会　加入サークル一覧

イベント等により場所が変更されることもありますので、事前に活動場所にお問い合わせください

2018 年（平成 30 年）6 月 1 日現在

	活動地域	サークル名	例会日時		例会場所
1	富山市	婦中町手話サークル みずほの会	1.3.5 金曜日	19:30 ～ 21:00	婦中ふれあい館 小研修室 1
2	富山市	手話サークル　あゆみ	水曜日	10:00 ～ 12:00	富山県聴覚障害者センター
3	富山市	富山市手話サークル とわの会	水曜日	19:00 ～ 20:30	富山市総合社会福祉センター
4	富山市	手話サークル あざみ	1.3 土曜日	10:00 ～ 12:00	富山県聴覚障害者センター
5	富山市	はぎうら SC	2.4 月曜日	19:30 ～ 21:00	萩浦公民館
6	富山市	手話サークル喜楽輪	1 ～ 4 金曜日	19:30 ～ 21:00	富山市総合社会福祉センター
7	富山市	八尾手話サークル まゆの会	火曜日	19:30 ～ 21:00	八尾町健康福祉総合センター
8	富山市	若葉の会	水曜日	13:00 ～ 15:00	サンフォルテ ２Ｆ団体交流室
9	富山市	うさぎの会	1 ～ 4 土曜日	19:30 ～ 21:00	富山市総合社会福祉センター 第 4 土曜のみ富山市光陽公民館
10	高岡市	高岡手話サークル 雷鳥会	金曜日	19:00 ～ 21:00	高岡市ふれあい福祉センター
11	高岡市	手話サークル アイビー	火曜日	10:00 ～ 12:00	高岡市ふれあい福祉センター
12	高岡市	高岡西部地区手話サークルあおい	2.3.4 木曜日	19:30 ～ 21:00	高岡市西条公民館
13	射水市	小杉手話サークル あじさいの会	水曜日	19:30 ～ 21:00	中太閤山コミュニティセンター
14	射水市	射水市手話サークル つくしの会	1.3 木曜日	19:30 ～ 21:30	大門コミュニティセンター
15	射水市	新湊手話サークル あすなろ会	木曜日	19:30 ～ 21:00	射水市新湊交流会館
16	入善町	手話サークル こぶしの会	水曜日	19:30 ～ 21:00	入善町民会館
17	黒部市	宇奈月町手話サークル トロッコ	木曜日	19:30 ～ 21:00	黒部市中央公民館
18	黒部市	黒部手話サークル ひまわりの会	金曜日	19:30 ～ 21:00	黒部市立三日市公民館
19	魚津市	魚津市手話サークル たんぽぽ	木曜日	19:30 ～ 21:00	魚津市障害者デイサービスセンター
20	滑川市	滑川市手話サークル めばえの会	火曜日	19:30 ～ 21:00	サン・アビリティーズ滑川
21	立山町	立山町手話サークル すぎのこ	火曜日	19:30 ～ 21:00	五百石公民館
22	砺波市	砺波市手話サークル かざぐるま	水曜日	19:30 ～ 21:00	砺波まなび交流館
23	小矢部市	小矢部市手話サークルかえでの会	木曜日	19:30 ～ 21:00	小矢部市市民活動サポートセンター

とやま型デイサービス　大きな手小さな手





手話で伝え合うことができるなど聴覚障害者に配慮した通所介護施設（デイサービス）です。

聴覚・音声言語に障害のある子どもからお年寄りまで、安心してご利用いただけます。

また、病院へ同行しての手話通訳や手話に関する相談等、暮らしに必要な支援も行います。

住所：富山市蓮町２丁目９番８号
電話：Fax　076-471-5223
E-mail：kanagawa@tete-toyama.com
URL：http://tete-toyama.com

手話通訳者・士になるまでのステップ

手話通訳者は、手話と音声言語それぞれの使用者間で通訳をする、
また、ろう者とろう者以外の者の双方に的確な情報を提供するという重要な役割を担っています。

手話通訳士試験
毎年 10 月第 1 土・日曜日
全国 3 か所（東京・大阪・熊本）

手話通訳士とは、政見放送など高度な専門分野での手話通訳を担えるレベルです。

手話通訳者全国統一試験
毎年 12 月第 1 土曜日
富山県に試験会場あり

手話通訳者とは、地域生活の様々な場面で手話通訳を担うレベルです。

手話通訳を学びたい方 手話通訳者養成講習会

手話通訳Ⅲ
（1年間）16 時間
通訳現場実習により、ろう者の理解力に応じた手話通訳ができるようになります。

手話通訳Ⅱ
（1年間）50 時間
事例検討、ロールプレイの学習も行い、日常場面での基本的な手話通訳ができるようになります。

手話通訳Ⅰ
（1年間）55 時間
手話の基本文法を活用し、ろう者の理解を確認しながらであれば、手話通訳ができるようになります。

誰が開催しているの？
富山県
〈富山県聴覚障害者センター〉
富山市木場町

5年目
4年目
3年目

手話初心者の方 手話奉仕員養成講習会

基礎課程
（半年～1年間）38 時間
手話の特徴を学び、ろう者と手話で日常会話ができるようになります。

入門課程
（半年～1年間）32 時間
手話で自己紹介ができ、会話の楽しさを学びます。

誰が開催しているの？
富山市・高岡市
魚津市・氷見市
滑川市・黒部市
砺波市・※小矢部市
南砺市・射水市
※1年おきに実施

2年目
1年目

全国手話検定試験

社会福祉法人全国手話研修センターが、手話を学んでいる方のコミュニケーション能力を６つのレベルに合わせて認定する試験です。（5 級・4 級・3 級・2 級・準 1 級・1 級）
手話を学んだら自分の力を試してみませんか？

手話や聴覚障害を理解するには “ろう者に会ってみる”こともお大切です。



社会福祉法人富山県聴覚障害者協会

聞こえない、聞こえにくいことから情報やコミュニケーションのバリアに直面している聴覚障害者の福祉向上、バリアフリー社会の実現に向けて、様々な活動をしています。

身体障害者福祉法に基づく「聴覚障害者情報提供施設」を運営するとともに、会員活動として、会員からの要望に応えた行事・講座等の開催のほか、会員同士の交流・親睦を深める活動をしています。

★月刊『富山ろう友』（県聴覚障害者協会発行）には、だれでも参加できる各種イベントも掲載されています。



A4 24P 毎月発行
購読もできますが（1500 円 / 年）
「富山県聴覚障害者センター」で閲覧もできます



協会ホームページ
URL：http://www.tomichokyo.or.jp/index.html

富山県聴覚障害者センター



身体障害者福祉法第 34 条の規定に基づく「聴覚障害者情報提供施設」として、社会福祉法人富山県聴覚障害者協会が運営しています。

聴覚障害者の社会参加支援のため、コミュニケーション支援者（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員）の養成や派遣、様々な相談への対応、字幕・手話入り映像の制作・貸出、研修室や情報機器の貸出、手話の普及、各種情報発信等を行っています。

- 開所時間　午前 9 時～午後 5 時 30 分
- 休館日　月曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年の 1 月 3 日）

★手話通訳者等の派遣依頼について

手話通訳、要約筆記を依頼できるのは、県内の聴覚障害者や関係団体・機関などです。また、聴覚障害と視覚障害の二つの障害認定を受けている「盲ろう者」を対象に、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣も行っています。

依頼は、できるだけ早く、センターに申し込んでください。（Fax、電話、来所のいずれも可）



住所：富山市木場町 2 番 21 号
電話：076-441-7331　Fax：076-441-7305
E-mail：info@tomichokyo.or.jp
URL：http://www.tomichokyo.or.jp/center/top.html

ろう者と健聴者(聞こえる人)との交流

情報保障があれば、手話ができなくても参加できます。そして交流を通じて手話を学ぶことができます。



イベント（大会やフォーラム）



県ろうあ者大会での血圧測定
（富山県聴覚障害者の医療を考える会）



県総合防災訓練



夏のキャンプ
（コミュニティ・クローバー）